

その他子どもの貧困対策に資する事業や施策等について

「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられていないが、子どもの貧困対策に資する事業や施策等。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る事業	福祉政策課
2	就労支援事業	※自立相談支援に含む。	福祉政策課
3	子どもの学習・生活支援事業	・ 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援 ・ CLCA（NPO法人子どもと生活文化協会）に委託し、毎週土曜日の午後及び月2回の夜間に生活困窮世帯又は生活保護利用世帯の小学生から高校生までを対象に学習塾を開いている。	福祉政策課
4	家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う事業	福祉政策課
5	就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する事業	福祉政策課
6	住居確保給付金事業	生活困窮者のうち離職又はこれに準ずる事由により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金	福祉政策課
7	児童生徒指導充実事業	・ 生徒指導の課題に対応するため、中学校に生徒指導員を派遣する。 ・ 小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡会、いじめ予防教室等を開催するなど、いじめ防止対策を総合的に推進する。	教育指導課
8	部活動活性化事業	専門的な指導が可能な部活動指導員や部活動地域指導者の派遣を行うとともに、各種中学校大会等の円滑な運営や参加生徒の経済的負担軽減のための負担・補助を行う。	教育指導課